平成２５年（フ）第５８９号
静岡市葵区川合２丁目19番40―102号
債務者　浦山いづみ
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２６８９号
東京都目黒区大岡山１丁目29―33―310
債務者　池末　亜季
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４０号
東京都小平市上水南町２―11―34ハピネス203号、住民票上の住所愛知県豊明市三崎町ゆたか台９番地11
債務者　肥田　順子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２６７０号
東京都練馬区練馬４丁目30―２―101
債務者　日高　孝次
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２０９号
埼玉県草加市瀬崎２丁目27番23号
破産者　加藤ひとみ
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
滋賀県東近江市長勝寺町203番地１、前住所滋賀県東近江市佐野町519番地６
破産者　岩佐左官工芸社こと　岩佐　利已
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４１号
滋賀県東近江市長勝寺町203番地１、前住所滋賀県東近江市佐野町519番地６、住民票上の住所滋賀県東近江市佐野町571番地10
破産者　岩佐　清子
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３５号
奈良県橿原市曲川町５丁目14番21号
破産者　巽　美都子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５７７号
札幌市東区北50条東４丁目１番12号
破産者　武田　一哉
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４７号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目７番12号　ウエストヒル105号
破産者　澤田　洋人
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２９号
川崎市幸区南加瀬２丁目37番９号　富士ハウス、前住所川崎市川崎区東田町11番地２ジョイプラザビル310
破産者　鈴木　健一
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1474番地　レオパレスシーサイドＣ106
破産者　中川　悦郎
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２５０号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目118番地
破産者　浅野　成昭
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
長野県松本市大字原96番地３
破産者　松島　信次
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第８０４号
名古屋市西区則武新町３丁目１番82号　フィレンツェ名駅605号、従前の住所京都府久世郡久御山町北川顔馬嶋７番地３
破産者　井上　　元
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９４号
広島市西区横川町２丁目８番12―1402号
破産者　吉村かね子
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
広島市西区三滝町12番35―306号、開始決定時の住所広島市中区吉島東２丁目４番22―209号
破産者　西島　忠司
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部